

羅馬尼に對してはさう早急には明朗化しなかつたが、然し一九三九年三月二十三日廣汎なる協同を可能ならしむべき經濟條約が締結せらるゝに至り、羅馬尼の石油及小麦が獨逸へ輸出され、又獨逸の工業生産品が羅馬尼へ輸入せらるゝことゝなつたのである。同時に獨逸羅馬尼經濟組織の基礎附けが考慮されたが、其の使命とする所は羅馬尼に於ける天然資源利用強化を圖るに在つたのである。

政治的緊張期に締結された此の條約こそ獨逸の東進進出政策の純經濟的性格を實證するものであつた。英佛兩國新聞は同條約締結直前ブカレスト政府に手交された獨逸の最後通牒の噂を流布して條約締結を阻止せんとしたのであるが、遂に失敗に歸した爲め之を動機として更めて獨逸の東進政策を論ずるに至り、同様英國政府も同條約締結後羅馬尼の政治的獨立が獨逸により脅威せらるゝと説き以て羅馬尼を對獨逸包圍計畫中に引き入れることを躊躇しなかつたのである。

### 二八 ホヘミア及モラヴィアの保護領化

一九三八年十月のミュンヘン協定に依つて中部歐羅巴情勢の最後の調整が見出されたとの希望に燃えてゐたに新年と共に隨て此の希望は動搖を來すに至つたのである。

チエッコ・スロヴァキアは國內に於ても改革を行つた。即ちズデーテン獨逸人がチエッコ・スロヴァキアの國

家結合より離脱し、オルザ地方(Olsa)が波蘭に、上部洪牙利が洪牙利に譲渡された後スロヴァキア人及カルバト・ウクライナ人はチエッコ人との完全同權の要求を爲し、ブラーグ政府は此の要求を受諾する外なく、スロヴァキア人並ウクライナ人に對し自治を認め統一國家の三民族聯邦への改組を甘受したのである。チエッコ・スロヴァキア及カルバト・ウクライナは今後各々獨立して其の内政を掌理し、他方中央議會及中央政府に依り共通の大統領の下に統轄せらるゝことゝなつた。然し二十年の歲月の裡に生れたチエッコ人の支配的本能は之に満足することを欲しなかつたのである。

斯くて勿論ドクトル・ベネシュは辭職の止むなきに至り、彼に代つて多年行政裁判所長官たりしドクトル・ハツチャ(Hacha)が大統領に選任され内閣も亦改造を見たのである。然るにチエッコの排外的愛國主義の一味は政府の態度や一般の輿論や又事態の推移に對し決定的勢力を維持することが出来たのである。

斯くて一月には早くもブラーグ中央政府はカルバト・ウクライナ聯邦政府と衝突するに至り、ブラーグ政府はウオロシン首相(Vogelstein)の反對に抗して一月十七日チエッコの將軍プルハラ(Preib)をウクライナの大臣に任命し、今日迄首相自ら兼擧してゐた内相の地位を彼に委ねたのである。三月十六日中央政府は同一方針の下に第二回の對策を講じ、財政兼交通大臣レヴァイ(Reivy)を罷免し後任にチエッコ農民黨出身代議士クロクラク(Klocumak)を任命したのである。クスト(Chast)に於ては之を目してカルバト・ウクライナ聯邦の自治に對する迷惑的干渉なりと爲し、隨てウオロシン大統領も罷免され、ブラーグ政府の手先に依つて代らされるであ

らうとの懸念から逃れることは出来なかつたし、加之大統領の権限たる聯邦議會の招集が遅延を重ねてゐたといふ事實を免れなかつたのである。

次にスロヴァキアとの間にも全く同様な然し最初よりも著しく激しい摩擦が生じ、三月十日首相ドクトル・テイソ（Tiso）は交通相デュルカンスキー（Dzuranský）及經濟相フルチンスキー（Furinský）と共に罷免され、副首相シュヴァーク（Švalb）が事務代行を委嘱されたのであるが、彼は當時羅馬に滞在中であり歸國後其の委嘱を拒絶し、今度はブラーグ内閣のスロヴァキア代表たるシドル大臣（Sidor）が之に任命され、彼はテイソが職に留まるや同内閣に列する爲め之を受諾したのである。

兩者の場合共ブラーグ政府は其の行動につき充分なる論據を與へることが出来なかつた。レヴァイ大臣の免職はチェッコ側の發表に依れば彼がウクライナ豫算の赤字補填の手段を講じ得ずと言明した結果であると云ふのであつた。之と共にブラーグ政府が行政單一化を企圖して多数のチェッコ官吏を辭職せしめたことより、全關係に對し非難が浴びせられたのである。此のことは同時に徹底的な節約と従つて彼の赤字の減少を齎らした爲め此處に奇妙な矛盾を潜んでゐた譯である。スロヴァキア内閣に對する行動につき政府の行つた論據は又妙からず不満足な結果を招來した。即ち内閣情報部長マツハ（Mach）及スロヴァキア人指導者ツカ教授（Prof. Tuka）がスロヴァキアのチェッコ・スロヴァキア聯邦よりの分離を煽動した爲め罪を問はれ、其の際彼等はテイソ首相及デュルカンスキー、フルチンスキー兩相の弱點と不決斷とを利用し結果之等三名も罷免する必要が生じたのである。

抑々民主主義的議會主義國家に在つては、政治的宣傳は其の有罪性が裁判上の手續に依り決定せられざる限り、原則として許さるべきものであるのに此の宣傳に對し彼等關係が干渉を加へなかつたことは非難すべきであるとしても、一方一人の大臣が意見の相違で直に罷免され、他方三人の大臣が之と同じ運命に遭遇したことは夫れ自體解すべきことであり又尋常ならざることであつた。成る程大統領は形式的には邦大臣の任免権を享有してはゐるが、然し凡ての議會統治國の實際としては大統領は邦議會との合意に於てのみ此の權利を行使し得るものである。此の場合議會主義の原則の外に又自治の要素が重きを爲してゐるので、それ丈此のことが云ひ得らるゝ譯であつた。

従つてブラーグ政府の行動は違憲的であると云はねばならぬ。然しそのみならず中央政府は大臣解職直後暴力手段を執りスロヴァキア及ウクライナに於て國民指導者の逮捕を斷行し、自衛隊を武装解除し、官廳々舎を占據し、即決裁判を宣告したのである。斯くして發生した緊張状態は更に計畫的な流言によつて増大するに至つた。即ち之はドクトル・ベネシュを復活せしめて政府の首班に据えんとする一揆が巴里と莫斯科の援助を得て計畫中であるとの流言である。此の流言こそスロヴァキア人及ウクライナ人に對してのみならず、同時に又恐らく第一番に獨逸人に對して向けられたチェッコ民衆の暴行を惹起する爲めに重大な貢獻を爲したのである。之は如何にも遺憾に思はれることであつたが、然し驚くべき程のものではなかつた。既に世界大戦前長歲月に亘つてチェッコ主義者の内部には汎スラヴ主義の名に於て全獨逸に對する計畫的な教唆運動が行はれてゐたし、奥

太利は大體之を矛盾を來たさざる程度に放任してゐたのである。又ヴェルサイユ條約に因るチェッコ・スロヴァキア建國後二十年間事情と立場こそ違へ、之と同様の政變運動が行はれたのである。此の様に反獨思想がチェッコ人の思想や感情中に根深く沁み込んでゐたことは強ち不思議なことではなかつたのである。成る程一九三八年十月の事件後は和解が出来たかの様であつた。ブラーグ政府も國家的必要により獨逸並チッコ國境地帯に殘留する獨逸人集團に對して忍び得る程度の關係を確立する意思のあることを表してゐたし、又新聞も之に順應し中庸的態度を持してゐたのである。然しながら次の下には古き排外的愛國主義が熾烈化し、凡ての前途は一方國民主義的な他方莫斯科に依つて培養せらるゝ共產主義的性質を有する熱烈なる反獨宣傳が秘かに實行されてゐることを物語るものであつた。此の當然の結果は獨逸人同胞の情勢悪化であつた。即ち獨逸人の經營は殆ど完全に「ポイコット」され、特に年度變りと共に大量的に行はれた計畫的な解雇に依つて獨逸被僱者は益々以て失業の數を増し、獨逸農民は又しても穀物國家專賣措置に依つて損害を蒙り、而も政府は之を救済すべく一指も觸れなかつたのである。更にスロヴァキア人及ウクライナ人に對する支配慾が此の對獨憎惡と堅く結び付き、二十年の間チッコ人は彼等を何等の障害もなく制壓することが出来たのであるが、今や彼等に平等權と地方國境に於ける獨立とを認むるの止むなきに至り、更に十月事件が忘却せられ當時芽生えてゐた種々の知識が再び共に之は愈々堪え難いものとなつたのである。ブラーグ政府は茲に於て狹隘化された領土内に於ては勤く共チッコ・スロヴァキアに對して往時の支配的地位を再建し得る時期の到來したことを信じ、同時に巴里獨裁によりチッコ人を與へられ

た任務を達成し反獨政策の前衛として用立てんとする意思を明にしたのである。佛蘭西及ソ聯との同盟條約が九月を以て失敗しても再び之が存続を期してゐたのである。

然し芝居は成功せず寧ろ之が存続を永久に不可能ならしむべき事件の動機を與ふるに至つたのである。幸うじて獲得した自由を放棄することを潔しとせざるスロヴァキアは之を防禦し獨逸の援助を求めたのであつた。即ち三月十三日ドクトル・ティソ首相及デュルカンスキー大臣は伯林に赴き、先づ外相フオン・リッペンントロプ、次いでヒットラー總統と會見を遂げたのであつた。其の直後ティソ首相はハイチヤ大統領に對し其の翌日を期して州議會を招集する様進言して採擇となり、州議會は招集され滿場一致を以てスロヴァキアの獨立宣言を決議したのである。次いで三月十六日スロヴァキアは獨逸の保護を申入れ、同月二十三日伯林に於て之が受領の條約に調印を了し、獨逸は國境地帯内に軍事施設を行ひ且駐兵の權利を享有することとなり、同時にスロヴァキアは一方獨逸軍と緊密なる協同の下に其の軍隊を組織し、他方向樣獨逸政府と協調して其の外交政策を遂行することを約したのであつた。斯くして歐羅巴の心臟部に自らの軍隊を有し且對外政務に關しては獨逸との條約の範圍内に於て行使すべき自由意思的自己制限即ち僅か住民二百五十萬を算するのみにして従つて大國の保護を必要とする國家の利害に一致する所の自己制限の下に獨立代表權を有する新主權國が誕生したのである。

し、三月十五日大統領ドクトル・ハツチャと外相ドクトル・チヴァルコウスキーはヒットラー總統と會見し、事態を忌憚なく検討した結果、ハツチャ大統領は安寧と秩序を確保し、最後の満足を得る爲め、チエツコ國民及チエツコ國の運命を全幅的に獨逸ヒットラー總統の手に委ねる旨を言明し、ヒットラー總統は此の言明を承認し以てチエツコ國民を獨逸の保護下に置き其の特性に應じた國民生活の自主的發展を保障するに決したのである。此の意味に於て正式協定が妥結され即時署名を了したのである。

同時に安寧、秩序を回復し且重大な脅威に脅かされた獨逸民族を保護する爲め獨逸軍隊はチエツコ領土に進駐したのである。然し何等の抵抗を受けなかつた。ヒットラー總統は既に三月十六日獨逸皇居たるブラーグより「ボヘミア及モラヴィア保護領に関する布告」を發し、斯くて一千年の長きに亘り殆ど中絶せらるゝことなく獨逸領に屬してゐた兩州は再び獨逸に編入せらるゝこととなつたのである。國內行政司法及文化事務は今後共彼等に與へられた自治の内容を構成するものとし、他方其の他の主權は獨逸に移讓することとなつた。又其の首領は總統の信任を要し且國家元首の榮譽を享有し、伯林に代表として使節を派遣し、更にブラーグには獨逸代表として保護官が駐在することとなつたのである。

斯くして中部歐羅巴の此の部分については遂に再び歴史的發展と地勢とに適應した秩序が樹立され、ヴェルサイユに於て斯火された火災は鎮火し平和が保障せらるゝに至つたのである。然るに亞米利加合衆國及ソ聯は知らず、英國及佛蘭西は再び之に反対し、獨逸は國際法を侵害し且同國締結の

條約を破るものと主張したが、然し今日となつては之は従前の凡ての場合と同様何等根據なきものであつた。チエンパレン氏及ハリファツクス卿は三月十五日の議會に於て、ミュンヘン協定によりチエツコ・スロヴァキアの爲めに規定された列國の保障は發効しなかつたこと及スロヴァキアの獨立に依つて全く新たな情勢が發生したことを承認したのである。之にも拘らず彼等が若し獨逸はミュンヘン協定を侵害したものであるとの非難を提起するならば、彼等自身にとつて同協定本来の内容は最早存在せざるものであり、乃至は又世界の輿論が既に其の内容を忘却したことを彼等が期待してゐたか何れかなのである。事實ミュンヘン協定中には幾に四ヶ國間に協定されたズデーテン地方獨逸割讓の條件のみが確定されたのである。然し三つの「追加聲明書」中の第一聲明は波蘭及洪牙利少數民族を規定し、他の二つは割讓の技術的細目を規定すべき國際委員會を取扱つたものである。更に之には新チエツコ國境の保障に関する「協定附屬書」が添付されたのであるが、三つの「附屬聲明書」は討議の爲め提出された問題にとつては全然無意味のものであり、而も保障問題に付てはチエンパレン氏自ら解決の言明を行つてゐる。従つて残るは唯原協定のみである。然し同協定中には獨逸の義務に付ては何等言及されず、凡ての場合獨逸はズデーテン獨逸人の民族自治權を以て今後チエツコ・スロヴァキアに對し之れ以上の領土要求を行はずとの義務を默示的に擔當してゐたと云ひ得るであらう。然しながらそれは新事態に直而し特に獨逸の安全がチエツコ・スロヴァキアによつて阻害され又チエツコ・スロヴァキア國內に残留せる獨逸民族が迫害せられた場合當然立證し得べき措置を豫め明瞭に斷念したとの意味では斷じてないのである。斯かる斷念は全く不

合理であり之が爲め獨逸が屈從することはあり得ないことである。此の観点から獨逸は寧ろ自由に手を打つ立場に在り若しチエツコ・スロヴァキアに起つた内亂と一揆の結果に對して保障を與へ、獨逸同胞を保護し同時にチエツコが再び反獨政策の手先となることに依つて生ずる危険を防御する爲めに権利を行使したとすれば、それは當然の権利たるに過ぎなかつたのである。

又獨逸は九月三十日のミュンヘン聲明に依り英國と談合すべきであつたとのチェンバレン氏の主張は同様確固たるものではなかつた。同聲明中には「兩國に關聯する」問題に付き協議すべしと明言してゐた。然しながら獨逸にとり過去に於て明に最大の意義を有し又現に有してゐるチエツコ問題が英國にとつても此の意味に於て何等かの關係があるのだといふことは否定しなければならぬ。勿論英國は歐羅巴大陸全土に及ぶ事態の推移に關して關心を有してゐると主張し得るし、又或る辯證法的理由より之を證明することが出来るであらう。然し若しも英國の斯かる無制限の關心が容認されたとすれば、何が辯證法的證明の對象たり得ないであらうか、又彼のミュンヘン協定の制限は一體如何なる意味を有したであらうか。獨逸は過去半世紀に亘り英國が東南歐羅巴諸國に於て斷行したクレチット設定行為に對し關心を有してゐたのだと主張し得るのである。又ミュンヘン會談後も英佛兩國間に行はれた參謀本部會談及其他の軍事會談に對しても獨逸は勿論諒からず關心を懐いてゐたのである。然し若し獨逸が協議義務を此の制限せられざる意味に於て解釋しなかつたとすれば同じ制限が英國についても云はれなければならなかつた筈である。従つて三月十八日駐獨英佛兩大使が伯林政府に手交した抗議文は正當

の權利を以て却下され得た譯である。假りに兩抗議文中に英國並佛蘭西は新に發生した事態の合法性を承認せしとの言明が表示されたとすれば、之亦内容なき公文たるに過ぎなかつたのである。兩國共之に依り實際的結論を導き出さうとは眞面目に考へてゐなかつた。成る程英佛兩國はソ聯並亞米利加合衆國と同様チエツコ・スロヴァキアとの通商が如何なる事務上の内容を有するか之が想像は困難であつたにも拘らずチエツコ・スロヴァキア公使館を存続せしめたのである。然しブライグ駐在の前記諸國公使館を存置するか乃至はチエツコ・スロヴァキア領土内の生産品に對し皆て同國と締結せられた通商條約に従ひ關稅を支拂ふべきかの試みは勿論全然實行しなかつたのである。彼等が此の際退却を開始しなければならなかつたとしても、之は何も彼等の歴史の最も不評な一章とはならなかつたであらうにも拘らず、倫敦と巴里が伊太利不承認の際の體驗から何物をも學ばなかつたといふことは一種奇異な感を與へたのである。

二九 包圍政策再現

以上の如くボヘミア及モラヴィアの獨逸編入は不動の事實であつたにも拘らず、之は英佛二大列強による新政治的活動の發足點となるに至つたのである。

勿論佛蘭西は慎重な態度を持し、最初は三月十八、十九兩日の議會に於て成立した法律により同國防衛に必要なる凡ての措置を命令の方法を以て行ふ權利を享有したに過ぎなかつたのに反し、英國は反獨逸歐羅巴戰線結成

を企圖したのである。此の際英國が藩府機關を利用しやうとしなかつたことは注目すべきことであつた。尤も國際聯盟は現在に於ても將又九月危機に於ても完全に舞臺に隠れてゐたのである。英國は寧ろ外交手段を選んだが最初の突撃に早くも失敗を招き唯佛蘭西又は無條件に英國の提案になる反獨聲明に加擔する用意を有してゐたのであつた。更にソ聯は斯かる聲明は煽動的効果の大きな會議に依つて決定すべしと提唱したが然し原則的には之を承認したのである。其の他の列強特に以前の中立諸國並東南歐羅巴諸國は之が協力を拒絶し波蘭も特に熱心な勸誘を受けたが最先に拒絶し又羅馬尼亞は三月二十三日獨逸と經濟條約を締結し而も其の本質及範圍より見て政治的敏性を排除したのである。

然るに此の失敗にも拘らず遺憾ながら英國の迷夢は醒めなかつた。此の場合全行動の指導が英國の手中に在つたのか、それ共ボクネ外相が三月十九日の議會外交委員會に於て暗示した如く佛蘭西が内密に糸を操つてゐたのか一般には歴然とは認識出来なかつた。然し何れにせよ四月二十六日形式的に制限されてゐたが兵役義務の實施を發表したときチェンバレン氏は明に佛蘭西の壓迫下に行動してゐたのである。何は兎もあれ外部に對しては英國が表面に起つてゐたのであつた。

英國は先づ其の目標を再び波蘭に置き、三月十一日首相の口を通じ波蘭の獨立及安全の保障を約して之を獲得するに努め、次いで數日後ベック大佐が倫敦を訪問して四月六日公表された相互保障協定の妥結を見、之に依つて條約國の一方の獨立が直接若くは間接に脅威を受ける場合相互援助行為が保障せらるゝこととなつたのである。

八日後英國は希臘及羅馬尼亞に對して保障を約し、佛蘭西はダラチエ首相の新聞聲明を以て之に参加したのである。希臘及羅馬尼亞の兩國が英佛二大列強より何等の反對給付も無しに申出された前記約束を拒絶しなかつたことは確に理解出来ることである。同時に又兩國は樞軸國との友好關係維持の希望を表明し、希臘は伊太利が同國の獨立及安全を侵害する意圖を有するものに非ずとの保障を含む四月十日附羅馬公文に對し鄭重なる回答を爲し、又羅馬尼亞は其の直後再度外相ガフエック(Gaetano)を伯林訪問の爲め派遣し、其の間飽く迄親善的な會談が遂行されたのである。然して波蘭の採つた態度は之とは全く異つたものであつた。

波蘭の對獨關係は形式的には依然一九三四年一月二十六日の協定を標榜してゐたが、而も之には波蘭のオルザ地方獲得は獨逸に負ふ所多しと云ふ極めて重要な事實が加つてゐたのである。それにも拘らず波蘭は假借なくテッシェン獨逸人反對の態度を採り、而も波蘭新聞は理由なく極めて非友誼的言辭を弄したのであつた。即ち同新聞はボヘミア及モラヴィアの獨逸編入を動機として波蘭の存在が脅かされるゝに至つたと主張し、同時に獨逸人同胞に對し無鐵砲なる煽動を始め、其の結果重大な騷擾を惹起するに至つたのである。獨逸は彼のミュンヘン協定を固執したが、然し懸案の根本問題を調整すべき時期の到来した事を信じ、三月下旬ダンチヒ返還並東普魯西、獨逸間に治外法權的鐵道及自動車連絡路建設に同意する様提案し、其の代償として波蘭の西部國境を承認し、二十五ヶ年の不侵條約を締結し、ダンチヒに於ける波蘭の經濟的利益を保障することを申出たのである。波蘭は之に對し率直に獨逸の申出を拒絶したと看做す外なき反對提案を以て回答し、同時に本件を英國に通達し、英

國は之を機會に三月三十一日彼の保障の約束を發表し、先づ之を獨逸交渉の期間中に適用し波蘭をして獨逸の壓迫に抵抗し得るが如くに、次いで相互保障に關する四月六日の協約となつたのである。之と同時に波蘭政府は新聞を動員して散々獨逸に重大な攻撃を加へ、全く妄想的な反對要求を發表し、歴史の歪曲を恃んで東部普魯西及シレジア全地方要求といふ常規を逸した提案を爲したのである。斯くて一九三四年一月二十六日の協定に於て自論見來つた平和的妥協の目的は最早や達成されず、從つて其の意義を喪失するに至つたとの結論が擡頭し、此の立場から獨逸を目標とする同盟條約を英國と結んだことが全てを決定するものとなつたのである。斯くの如くにしてヒットラー總統は四月二十八日の議會演説に於て對波協定の無効を聲明し、同日詳細なる理由を附して正式に之が確定を言明した覺書をワルソーに手交したことは當然至極のことであつた。同時に總統は獨逸關係の新調整を爲め交渉を開始する用意のある事を明したのである。ベック波蘭外相が五月五日の議會演説に於て行つた回答は殆ど満足と與へるものではなかつた。同回答は現難局の責任を獨逸に歸せんとし虚勢に終始したものであつた。

斯かる事態に在つて英國は土耳其及就中ソ聯との交渉を開始したのである。波蘭及羅馬尼亞は此の危險な隣國との緊密なる關係に入ることに賛意をせず、他方モスコは右の兩國を包含し同時にバルカン諸國のみならず白耳義、和蘭及瑞西に對する保障をも含む集團的條約の締結を主張して止まず、此の點幾多の難事が發生したのである。且之等の交渉が妥結を見ざる間に意外にもリトヴィノフ外務人民委員が失脚し後任者モロドフはソ聯援助

の報酬として正式同盟締結を要求したのである。英國は斯かる緊密な結合を怖れ、斯くて全包围陣結成運動は疑間視せらるゝに至つたのである。

然し此の成否は別として、此の爲め一九三五年六月十八日の獨逸海軍條約が築いた信頼關係の基礎は破壊されたのである。此の場合獨逸が若し英國との競争を放棄し、其の海軍力を英國の三分の一に制限する用意ありとせば、獨逸に劣らず英國に於ても正常な友好關係を増進し且世界大戦を兩國間最後の衝突と看做さんとする意思が存在してゐた譯である。扱て英國が對獨敵性を明にし大々的な外交處置に依つて獨逸を目標とする戦線を強化した後は、海軍條約は最早や其の意義を喪失したこととなり、斯くて四月二十八日ヒットラー總統が同海軍條約をも無効なりと言明したのは不可避の結論であつた。同時に總統は獨逸國民が英國々民に對して有する友好感情を極力主張し且新に諒解を遂ぐる用意を宣明したことは之を以て獨逸の平和愛及英國の採つた態度の理由なきことを今後互つて實證するものであつた。然るにチェンバレン首相は之に對し海軍協定中には廢棄通告の事項なしとの素氣ない回答を爲したのである。思ふに期限の定めなき國際條約は常に廢棄通告権あるものと認められ、佛蘭西法學さへも之に對しては事態存続の原則が適用せらるゝものと述べてゐる以上、形式主義的立場よりするも此の英國の態度は支持する譯には行かぬものである。

四月二十八日の同演説中にヒットラー總統はルドズヴェルト大統領の挑戰的態度をも排斥し、四月十五日ルドズヴェルト大統領がヒットラー總統並ムツツリフ二首相宛に發した教書は挑戰と看做す外なしとしたのであつ



た。ルーズヴェルト大統領は教書に於て獨逸兩國に對し三十ヶ國——此の中には面白くことにはバレスチナ及び  
 リアも含まれ、之に反して重大脅威を受けた南米諸共和國の名は見出せなかつたが——此の列擧された三十ヶ國  
 に攻撃を加へざる様約すべしとの要求を提起したのである。此の要求を批判するに當つては此の一聯の諸國に對  
 し獨逸並伊太利は友好關係に在り且其の他の諸國は地理的に全然手が届かぬものであつた點すら考慮されなかつ  
 たのであつて、右要求が詳細な侵略政策の責任以外に述ぶる所なく、従つて斯かる要求それ自體の不適性は蔽ふ  
 べくもなかつたのである。

更にルーズヴェルト大統領は彼の提案が承認された場合、會議を招集して一般軍備縮少問題、國際貿易増進及  
 爲し得れば今後の政治的問題に付き協議を遂ぐることを考慮してゐたのである。此のことも亦若しルーズヴェル  
 ト大統領にして世事に疏からずとすれば挑戦と見られるものであつた。一九三三年國際聯盟の招集に係る國際會  
 議が英佛兩國の意欲によつて失敗に歸した後軍備縮少會議參加を獨逸に對し要求することは實際上出来る譯のも  
 のではなく又茲數年來全力を擧げて獨逸の經濟を脅かし、出来得れば之を挫折せしめんとした諸國の世界貿易増  
 進に付き協議することも、最後に又解決を期望すべき政治問題を結局巴里平和會議や國際聯盟の新形式以外の何  
 物でもない仲間に依つて討議することも獨逸に對し要求し得るものではなかつたのである。

以上の如く亞米利加の提案を受諾することは出来なかつた。而もルーズヴェルト大統領が從來獨逸に對して採  
 り來つた敵對行爲が彼以外仲裁の適任者があるなかつた以上、それ尙問題とはならなかつたのである。彼の突擊

は平和維持に貢獻する所ではなく、英佛包圍政策に役立たしめんとするものであることは明瞭であつた。

此の包圍政策はボヘミア及モラヴィアの獨逸編入に端を發し、最初獨逸を目標とするものであつたが、同時に  
 伊太利をも狙つてゐたのである。従つて三月アルバニアに於て演ぜられ同地の伊太利勢力が動搖を來たさんとし  
 た事件に對しては、一九三四年六月伊太利が巴むなくツラノ艦隊「デモ」を爲すに至つた事件に對すると同様、  
 佛蘭西が之に關與してゐたに相違ないと想像しては誤りではないであらう。

同事件の結果は現在の所未だ詳細には看取出来ないが、然しソク王が冒險政策に訴へて危険な反伊太利陰謀を  
 企圖し、國內に於ては亂政を行ひ遂に無政府状態を惹起せしむるに至つたことは確かである。伊太利は地政的立  
 場から夙にアルバニアに對し最大の利害を有し巨額の資本を投じ更に——歴史の皮肉であるが——一九二一年十  
 一月九日の條約によりアルバニアに於ける同國の利害を自ら確保する權利を佛蘭西、英國及日本より得てゐた爲  
 め之に干渉しなければならなかつたのである。斯くして伊太利は四月七日軍隊をアルバニアの諸港に上陸せしめ、  
 ソク王は希臘に逃れ、左したる抵抗を受くることなく同國の占領を實施したのである。次いで四月十二日テラナ  
 (Tirana)に於て國民會議が開催され、伊太利國王ヴィクトル・エマヌエル三世がアルバニアの王位に即き、斯く  
 て伊太利との人的同君聯合 (Personalunion) が樹立せらるゝに至つたのである。然して國家秩序と經濟生活の回  
 復は別として英國が獨逸のみならず伊太利をも包圍せんとした連環は此の伊太利の行動に依り外交的には崩壊を  
 見た譯である。即ちユーゴスラヴィアは倫敦に於ても巴里に於ても反對あるものと期待してゐたが事前に一脈



を通じて居り伊太利の行動に同意する旨聲明したのである。更に伊太利が愈々名實共にアドリア海の覇者となつたことも見逃すことは出来ない。今や伊太利はオトランド海峡(Otranto)を完全に支配することになり、一朝有事の際東海岸防備に聊かの不安もなく寧ろ全艦隊を自由に地中海に配置し得ることとなつたのである。戰略的に見れば之に依つて伊太利は獨逸がボヘミア及モラヴィア併合によつて達成した防禦線の短縮と或る程度平行する如くなつた譯である。

### 三〇 メーメル地方

メーメル地方獨逸人が十五ヶ年の間如何に重大な壓迫の下に呻吟しなければならなかつたかは餘りにも周知のことである。ヴェルサイユ條約に因り民族自決権を侵害されて獨逸領より割讓され主要列強の管理に移されたのであつて、一九二三年一月十日ルール侵入の當日リスミアニアの奇襲の犠牲となつたのである。當時全能を揮つてゐた聯合國大使會議は此の暴力行為を承認し、同地方の主権をリスミアニアに讓渡したが一九二四年五月八日の沈黙的隱忍の裡に此の自治は計画的に輕視且放棄されたのである。然るに自治の維持に明示的保障を與へた主要列強布がれ次いで之は十二年間效力を有したが、メーメル地方はリスミアニアの專斷に投せられ、而も彼等は勇敢に防戦し凡ゆる暴虐にも拘らず終始獨逸人たることを標榜したのであつた。戒嚴令下に在つても一九二三年並一九

三五年の地方議會選舉の際には選舉人の八〇パーセント以上が獨逸黨に投票し、議席二九中二四を獲得した程である。此の地方議會の多數派は大膽にリスミアニアの暴力政治に抵抗したのであるが如何に抗議しても其の反響は漸次に消滅したのである。

當時獨逸政府は折に觸れて、メーメル地方の監督權及監督義務を有する國際聯盟に對し之が斡旋を爲す様進言したのであるが常に無駄であり、而もワイマル獨逸は實に弱體且決斷力なき爲め、一度として實行されたことのないリスミアニアの保障に乗せられてゐたのであつた。更に當時リスミアニアの輸出中共の六〇パーセントを獨逸に送つてゐたリスミアニアに對し獨逸は經濟的壓迫手段を適用することを斷念したのである。其後獨逸に大變動が起つたとき獨逸は最初他の爲めに忙殺されてゐた。然してリスミアニアは獨逸に敵意を抱く諸列強の保護を受け更に獨逸の國際聯盟脱退に鑑み完全自由に活動出来るものと信じて一九三八年二月二十日のヒットラー總統の演説すら聞き逃した程である。チエッコ・スロヴァキア崩壞に依つて始めて獨逸の權益を輕視し又獨逸民族を壓迫する時代の過ぎ去つたことを認識するに至つたのである。

扱て茲に變化が現はるゝに至つた。十一月一日戒嚴令が撤廢され、十二月十一日には憲法の規定による地方議會總選舉が秩序整然と施行され、其の結果獨逸統一戦線派は投票數の八七パーセントを獲得し、更に二つの議席を増加したのである。而も選舉準備中ゴッブ政府(Göbbel)は、國粹的態度を採つた廉によりリスミアニア裁判所より有罪の判決を受けメーメル地方人に對し其の剝奪された選舉權の回復を認むる外なきに至つたのである。又

メーメル地方官憲が獨逸語とリスニア語との同権を回復したときも何等抗議せず、結局知事の更迭を行ふ用意あることを明にし、選挙直後而も地方議會召集前メーメル獨逸人ベルツライト(Belzlyt)を首班とする新執政内閣が組織され、信任表決は確實に期待出来たのであつた。即時同地方の自治権再建に着手し、勿論リスニア官憲との間には若干の摩擦は起つたが、本質的には其の目的を達成することが出来たのである。

三月二十五日を期して總選挙による地方議會が召集せらるゝこととなり、メーメル獨逸復歸の意思が宣明せらるゝことは間違なしと期待されたのである。然るに其の三日前獨逸、リスニア兩國間の合意に基き最後の斷が下されたのであつた。

即ち三月二十日リスニア外相ウルプンス(Ulbruns)が伯林に乘込み、獨逸外相フオン・リツベントロップは政府の名に於てメーメル地方を獨逸に返還ある様提案し、之を以て東北歐羅巴平和確立の唯一の合理的解決であると爲し、而も此の解決案は全メーメル獨逸人の總意に合致するものであり且獨逸、リスニア兩國間將來の友好關係の基礎を創設するものであり、獨逸は此の解決を見た際にはメーメル港に於けるリスニアの經濟的利害を更に一層考慮するであらうと言明したのである。

ウルプンス外相はゴッソフに歸着後閣議に報告し、忌憚なき討論の結果三月二十一日閣議はメーメル地方の返還を決議し、同決議は遲滞なく議會に報告されて其の承認を得、三月二十二日には伯林に於て早くも條約が締結され、之に依つてメーメル地方は即日獨逸に割讓されたのである。リスニアはメーメルに自由港地帯を取得し、

更に兩國は相互に武力を行使せざること及第三國よりの武力行使を援助せざることと約したのであつた。メーメル地方は元來獨逸領土であつて、嘗て十三世紀の中葉獨逸騎士團のリフランド支部より獲得され、殆ど七百年の間獨逸に屬したのが不法な暴力に依つて奪はれ、今回再び獨逸に歸屬することとなつたのである。此の復歸は奧太利の復歸と同様獨逸内部の問題であり、之には不正を是正する用意を有したリスニアのみが關與し、其の他の國は之に關係しなかつたのである。英佛兩國も其の特質に鑑みメーメル協定調印國としてリスニア政府の決議に關し通告を受け其の採るべき態度に付き懇請に接したのであるが、結局此の事實を認むる外はなぐ又全事態に直面し且兩國がメーメル地方の自治に付き擔當したる保障義務を公正に遂行出来なかつた點より見ても、右より外に方法はなかつたのである。

### 三一 植民地要求問題

ヒットラー總統は一九三五年九月のニュルンベルク・ナチス黨大會に於て始めて獨逸植民地返還要求を正式に提出し、次いで獨逸は此の要求を固持するものであることを繰返し強調し、一九三九年四月二十八日の議會演説に於ても之を力説したのである。

之が要求の實現は獨逸にとつては就中正義と名前に關する問題であり、又確に國民の食糧と工業にとり植民地の原料を必要とする獨逸の經濟的利害とも合致するものではあるが、然しながら若し斯かる事情を表面化し、

植民地問題を原料問題として取扱ひ之が解決に依つて獨逸を満足せしめ、延いては其の植民地再獲得を放棄せしめ得るであらうと企圖するが如きは恐るべき誤謬であらう。

之と同じ試みを英國の發案に從つて國際聯盟が行つたのである。即ち伊太利のエチオピア征服計畫と獨逸の植民地返還要求とに直面して當時の外相サムエル・ホーア卿は一九三五年九月十一日露府國際聯盟總會の演説に於て、政治的及領土的意味に於ける植民地問題はあり得ないが、然し植民地を有せざる諸國に對し植民地原料供給の可能性を保障する必要があるであらう。従つて問題は配分如何に在り、而も此の問題は海外全領土の門戸開放の原則を適用することによつて解決を遂げ得るものであると言明したのである。之に對し國際聯盟は一九三七年一月二十七日本問題の研究を委員會に附託したる所、同委員會は廣汎なる資料に基き、大した期待はかけられなかつたが、サムエル・ホーア卿の論題を無條件に確認するに至り、就中同委員會は原料問題従つて植民地は門戸開放して原則の確立によつて解決し得るものであるとの確信を明にしたのである。

扱て此の原則を率直に實施しても植民地に於ける經濟的利権は常に其の本國に歸屬し、又從來の經驗に依れば同じことが委任統治國についても委任統治領に對する場合と同率に適用せらるゝと云ふ事實が看過されてゐるのである。國際聯盟規約第二十二條はB式委任統治地域即ち今日タンガニカ (Tanganyika) とルアンダ・ウルンチ (Ruanda-Urundi) に分たる、東部亞非利加やカメルン (Kamerun) 及トーゴ (Togo) に付いて此の原則の適用を明にしたこと及之にも拘らず常設委任統治委員會の討議の結果より見て此の原則が遵守されなかつたことは

既に全てを決定するものである、門戸開放の原則は今日迄未だ行はれず今後實現を見るについても何等の保障も與へられてゐないが故に露府委員會の提起せる解決案の無益であることは早くも此のことが實證した譯である。加之植民地を有せざる諸國にとり外國爲替の不足而も此の不足は原料飢饉直接の結果であるが、此の不足に依つて生ずる幾多の困難は此の方法にては排除出来ないであらう。

サムエル・ホーア卿が指示した解決法は斯くして無駄となつたのである。然して右の解決はそれ自體、繰返して取上げるが、問題が經濟に關するものでない以上目的を達することは不可能である。問題は孰るヴェルサイユ條約第一一九條に規定された獨逸の植民地拋棄は之が同盟及聯合國より平和條約に矛盾して強要されたものである以上無効であるといふ點である。

一九一八年一月八日のウィルソン大統領の十四ヶ條項中第五項に於て「凡ゆる植民地要求を自由、寛大且絶對公平に調整」することが約束され又關係諸政府の権限と同様原民族の利害が考慮されたのである。此の第五項の效力はウィルソン大統領の全平和案と同じく一九一八年十一月五日ラング國務長官の公文に於て承認されたものである。然るに自由、寛大且公平なる調整は行はれず又國民の意思も探究されず、獨逸の権原も検討されず、況んや決定の根據ともされなかつたのである。獨逸西南植民地に於ては國民に問ふ準備が爲されたのに獨逸の支配維持の結果を齎らす虞れがあつた爲め中止され又土着の支配者、首領と將又隣接歐羅巴諸國との條約中に存在してゐた獨逸の権原に付いては結局一言も言及されなかつたのである。グワイッド・ハンター・ミラー (David

Hunter Miller) なる亞米利加人の發表に係る平和會議の議事録に依れば、寧ろ聯合國軍が獨逸領を征服し占領したと云ふ事實を權原として認め且同占領地を占有者に歸屬せしむべき形式に付いて論議したのみであつた。就中佛蘭西及南阿爾邦は無條件併合を強要したのにウイロン大統領は委任統治の設置を主張したが、結局聯合國は後者に順應したのである。斯くなつたのは一方にはウイロン案に讓歩しても本質的には斯くして其の目的を達成したこととなり、他方には斯くしてのみ植民地の價値を賠償に加算することが中止され得たからである。然しながら此の植民地掠奪は其の形式は全然別として平和條約の破壊を意味するものであつた。此の破壊によつて、強要された獨逸の植民地放棄の無効が發生し、此の無効より更に獨逸の植民地返還要求が生れるのである。此の要求は平和條約破壊の責任を負ふべき主要列強に對しても又獨逸より獲得した領土の所有者たる委任統治國に對しても同じ様に向けられたのである。

然かのみならず植民地責任の虚言によつて獨逸に負はされた名譽毀損の問題も加はつて來るのである。

一九一九年六月十六日の同盟及聯合國の公文は專劣にも獨逸が白人國として果たすべき植民地の義務に違反したことを理由として其の植民地を剝奪し、而も此の主張の正當性を證明することをしなかつたのである。而も平素に於ても斯かる證明が爲されなかつたことは確かである。特に一九一八年一月の獨逸西南植民地に關する有名な青書中にも此の證明は行はれてゐないのである。此の青書は正義及公平を毫も保障することなく明に底意ある目的の下に戰爭條項に支配されて編纂されたものである。當時獨逸人九名、プルー人八名及英國人一名を以て

構成された西南阿非利加洲參議院は、さればこそ、戰爭熱の冷却すると共に、一九二六年七月二十九日右青書を否認し且之が撤回と滅失とを要求すべき決議を全会一致採擇し又之と相俟つて南亞聯邦首相ヘルツォーク將軍(Berzog)は一九二七年二月二十八日附西南亞非利加管理者宛の書翰を以て同青書を「戰爭追求の不信にして下劣なる記録」であり「且戰時の凡ゆる同種文書と同様葬り去るべきものである」と喝破したのである。

巴里平和會議の討議中聯合國最高委員會員も貧弱な何等の根據なき主張に甘んじ、結局獨逸植民地の剝奪を決議したのであるが、當事國代表として全然無力の諸氏が裁判官となり秩序ある手續一切の原則に違反し就中被告に發言の機會を與へずして自分自身及同盟者に不測の利益を齎らすが如き判決を下したのである。

斯くの如く植民地剝奪の正當な理由が缺如し、此の剝奪が違法な手續に依つて決定せられたものである以上、此の見地よりしても法律違反であり、従つて獨逸の植民地復活要求が生れる譯である。然して之のみならず拙劣なる管理と住民虐待の不正な責任を負はせることは獨逸の國民的名譽を毀損するものであり、此の結果今後に於ける獨逸の要求が發生する譯である。然して此の要求は名譽毀損の回復を狙ふものである。抑も國際法は名譽保護を認め且之を保障してゐる。名譽回復は毀損の性質に従ひ釋明、特に陳謝若くは軍隊式の儀禮更に之れ以外個々の場合の特性に即應した行爲に依つて爲されるものである。而も此の場合の名譽回復は獨逸植民地の返還に於てのみ爲さるゝことは明瞭であつて、其の理由とする所は此の方法に依つてのみ植民地責任の虚言は有效に撤回され消滅され得るからである。

扱て其の領土と共に獨逸植民地より過分の分前を得、従つて之に最大の關心を有してゐる英國に在つて此の要求の妥當性を論議するが如き聲が殆ど見られなかつたことは獨逸の要求の確實性を裏書きするものである。一九三五年以來新聞や議會の植民地討論に關係した名聲ある英國人多数の中誰一人としてウィルソン案第五項が實行され或は獨逸は自己に課せられた責を自ら負つたのだと主張する者はなかつたのである。其の中の大多数は獨逸が其の植民地返還に付き當然の權利を有することを明示的に承認したのである。勿論此の承認が一般的には理論的性質を帯びたものであり又之によつて實際的結論を導き出すことを避けたことは看過してはならない。此のことは南亞聯邦國防相ピロウ (Pitow) が一九三六年の六月と七月倫敦より歸任の途中ナイロビ (Nairobi) 及プレトリア (Pretoria) に於て新聞記者代表に對して行つた言明中に最も端的に現はれてゐるのである。即ち彼の言に依れば獨逸は既にエチオピア征服に依つて生じた權力の變動に鑑み再び植民地を所有しなければならぬ、而もそれは世界の某地點ではなくして亞弗利加に於て獲得すべきものである。勿論獨逸西南亞弗利加乃至東部亞弗利加の返還は問題にはならぬであらうと云ふのであつた。

此の輿論の外、要するに原則的には獨逸の要求を満足せしむるが、然し一般的政治問題の規制と結び付けんとする聲も大となり、此の主張を爲したのが一九三七年十月二十八日の「タイムズ」紙の論文であつて、當時大に注目を惹いたのである。其の根本思潮はヴェルサイユ條約の植民地に関する規定は全ての時代に亘つて有效な譯ではないこと又獨逸が植民地に於ける活動の能力なしとの主張を眞面目に爲し得る者が一人として存在しないこと

と、従つて獨逸の要求の妥當性が認められねばならぬといふ點に在つた。尤も植民地の獲得は一方に於て歐羅巴の全問題が調整され、他方に於て亞弗利加に於ける白人諸列強の協力が確保せらるべき諒解内に於てのみ爲され得るものである。之と共に全ての植民地を委任統治制の下に置き且共同國際管理の設置を圖るべしと云ふ全く實行なき計畫が主張されたのは唯萬道瀾なからしめんが爲めに述べられたに過ぎないのである。

最後に法律的な考慮は凡て黙殺し、率直に英國の所有慾を表明した第三團體が現れたのであるが、其の代表者と目すべき者は先づ前植民相アメリー (Aherly) である。彼は委任統治配分に依つて最後の狀態を創造し之が再検討乃至變更は問題にならぬであらうとの見解を主張したのである。而も英國の領土は一寸たりとも放棄すべきではないと云ふのであつた。

此の輿論の分裂に直而した英國政府は自國の採るべき態度を留保し、ゴールドウイン首相は一九三六年四月二十七日の下院に於て、英國政府は英國の所有下に在る領土の割讓を考慮に入れたることなく又現に考慮し居らざること、若し考慮することあらば何れにせよ議會に對し之を表明する機會を與へるであらうと言明したのである。此の方式は其の後他の關係によつても屢々繰返され、一九三九年の年頭も英國政府の意思は此の方式に依つて表現されたのである。

何れにせよ之等の發表に依つて討論は続けられたが英國の輿論は他日解決を遂ぐべき重大問題が茲に提出されたことを認めぬ譯には行かなかつたのである。

英國以外の委任國就中佛蘭西は之れ以上不利な立場に立つてゐた。佛蘭西新聞は最初植民地討議に關係することを差控え、同國は獨逸植民地の分前に與かること極めて僅少なる爲め、先づ問題となるのは英國の利害であることを強調したのである。例へば「タン」紙の如きでさへ之に關聯して勝手に考案した數字を掲げ且例を擧げて佛蘭西の委任統治領は實際は四十八萬七千方キロであるのに約三十萬平方キロを有するに過ぎずと主張して憚からず、次に又植民地所有の小國を煽動して獨逸は白耳義、和蘭、葡萄牙の領土に依つて損害の埋合はせを爲すであらうとの懸念を之等諸國間に喚起せんと企てたのである。ヒットラー總統は之に對して一九三七年一月三十日獨逸は、獨逸より何物をも奪ふことなき國に對しては何物をも要求するものではないと言明した。然るに一九三八年秋佛蘭西の人心は大きな不安に襲はれたのである、と云ふのは南亞聯邦ピロウ大臣の歐羅巴旅行に關聯してカメルン、トーゴ、ニゲリア(Enghien)より成る獨逸植民國結成の可能性に關する噂が流布されたからである。當時開催された諸政黨大會は委任統治領返還を拒絶すべしとの決議を爲し又十一月十六日グラヂェ首相は、佛蘭西は其の植民地に對する凡ての侵害に抵抗し且例へば世界大戰の結果生れた同國領土の安全を確保するものであると聲明し、次いで一九三九年一月二十六日の議會も此の意味の決議を六〇九票を以て滿場一致採擇したのである。

白耳義も佛蘭西と同じ態度を採つた。即ち新聞も一般的には議會と同様植民地に關する論争に關係することを避けたのであるが、折に觸れ白耳義領コンゴの不可侵性を強調した聲明を發表したのである。獨逸の要求はコ

ンゴには全然言及せず、寧ろ五萬三千軒の面積に三百五十萬の人口を養ひ得る獨逸東部亞非利加の特に貴重な部分たる、ルナンダ・ウルンヂに對してのみ向けられてゐたが故に白耳義の此の聲明は見え透いた憂さ晴らしであつた譯である。

一九三七年十一月二十九、三十の兩日行はれた佛蘭西首相ショイタン及外相デルボの倫敦訪問を機として植民地問題の存続を正式に認め當時發表された聲明書中にも英佛兩大臣は「植民地問題の暫定且全面的検討」に入つたと述べ又本問題は自己本位に考量すべきものではなく其の他の諸國にも關係ある問題たることを確認し、更により一層突込んだ検討が必要であることを認めたのである。植民地問題を他の政治問題と結び付んとする試みが許すべからざるものであることは直に非難すべきものであるが、然し當時に於ては此のことは問題が或る程度の進歩を遂げたことを意味するものであつた。

而して一九三八年となり茲に埃太利及ズデーテン問題が表面化したのである。之が解決して始めて再度注意は植民地問題に向けられ、同時に當時倫敦に於て企てられてゐた彼の一般調整懸案が蒸返され、新西歐協定に付ても將又佛蘭西案たる東歐協定の意味に於ける東歐羅巴問題の綜合的調整に付ても、最早や一言も之に觸れることなく終つたのである。之等は九月三十日の獨逸聲明及十二月六日の獨佛協定とに依り明かに落着を見、斯くして獨逸舊植民地返還に關する討議が開始せらるゝ段取となつたのである。さればこそチェンバレン氏は、ヒットラー總統がミュンヘンに於て行つた同問題の可能性と必要性とを示唆した言葉につき報告を行つた譯である。然し

實際にはさうにはならなかつた。即ちミュンヘン及巴里の聲明にも拘らず同年春に至つて國際間の空團氣に硬直状態が出来た爲め遺憾にも阻止されたのである。之を心理的に説明するものとして當時英佛兩國の輿論を支配してゐた反獨逸分を擧げることが出来る。兩國政府の政策に共鳴する者の間にさへ、獨逸が塊太利及ズデーテン地方の合併に依つて權力を伸張した後は、同國の爲め更に成果を収めさせやうとする氣分はなかつたのである。而も此の反抗的態度は外部に向つては獨逸の猶太人政策、特に一九三八年十一月ラート(Reich)公使館参事官殺害事件後の報復手段を根據に置くものであつた。斯かる事態に直面して植民地の他民族住民を獨逸の支配下に置く譯には行かぬと意地悪く説いたのである。

之に對しては問題の取扱が内政的性質を有するものであり、従つて他國の批判に屈從するものではないと云ふことを再び強調しなければならぬ。而も又獨逸は原地の住民を、外國人として獨逸國に入り而も寄生蟲的生活を送つて獨逸國民に損害をかけた彼の猶太人と同じ標準を以て量るが如きことが毛頭ないのは自明の理である。要するに英國の輿論も之を認め「タイムズ」紙は一九三七年十月二十八日の彼の論説に於て説いた計畫案を原則として固持するものであることを明瞭に表明し、但し目下の反獨逸分では諒解を遂げることが不可能であると附言したのである。

以上の如く一九三九年の初頭には植民地問題は浮動の状態に在り、又受任國に善意が缺如してゐる以上、獨逸の要求を實現するには極めて大きな困難が伴ふことも見逃し得ないことであつた。獨逸の意思は明に植民地返還

を目標としてゐたが、此の爲めに新世界戦争を惹起せんとする氣持はなく、従つて現在缺如してゐる善意こそ問題解決の條件であつたのである。獨逸は依然として權利と名譽の問題たる植民地要求を固執し、然して茲六ヶ年の經驗は獨逸が權利と名譽とに依つて示された目的を達成し得ることを實證したのである。若し今日獨逸の植民地を不當にも所有する諸國が此の經驗的事實より不可避の結論を下さんと決意するならば、それは如何にも賢明であり又自己の利益ともなるものであらう。

### 三二 獨逸の經た道

一九三三年より一九三九年の歳月に亘つて獨逸の經て來た道は長い險阻な坂道であつた。

第三帝國が此の道に第一步を印したときの世界は、聯合國側が獨逸に對し非人道的なそして又不當な條約を強要した一九一九年當時とは種々の點に於て異つてゐた。時は其の爲すべき事業を畢つてゐたのである。戦争熱は冷化し、獨逸は最早や大戦後の世界政策に其の烙印を押した憎惡の爲めに狙はれることはなかつた。然しながら會での敵國中依然としてヴェルサイユ條約を維持し、獨逸の平等權を拒否し其の自然力の發展を阻止せんとする意思が残存してゐたのである。

獨逸國內に支配し始めた精神も之に劣らず脅威的なものであつた。國內政治情勢の混亂、經濟的衰退、七百萬の失業者、増大する共產主義の危險が獨逸の存在を其の内部より脅かし、同時に支配階級の間にも又國民大衆の間



にも自由回復放棄を抱懐する思想が勢力を占めつゝあつた。即ちヴェルサイユ條約に満足し、一九一九年巴里に建設された不當なる秩序に加らんとする氣運が益々濃厚となり、最早やヴェルサイユ體制との闘争を中止し、之を幾分たりとも緩和せんと努むるのみであつた。之は外國に對する策略に過ぎず而も彼のヴェルサイユ體制を漸次破壊することを最後の目的とする策略に過ぎずと主張したが、然し之は國民主義反對黨の攻撃に備へたものであつた。寧ろ實際は此の體制に屈服し迎合しやうと考へ且堪へ得る限りの範圍に於て存在を保たんとする肚であつたのである。此處にこそシュネーレーゼマン及ブリュニングの重大な罪過が存するのであつて、而も此の罪過たるや大戦直後ライテナウ (Rathenau) 及ウィルト (Wirth) の名と結び付いてゐた彼の盲目的條約履行政策より遙か無限に危険なものであつた。之は明に權利と名譽に反するものであり、有り得べからざる状態を醸成し、遂に存続不能となつたのである。事實一九二四年の議會選舉に於て早くも國民主義的思想最初の沸騰を現出するに至つたのである。之に反し各個人が感じてゐた最も壓迫的な苛酷状態を緩和することのみを企圖し最初經濟的空氣を招來した彼の體制加入及體制迎合の政策は國民主義的良心を蕪痺する作用を働いたのであつた。此の政策は知らず識らずの間に獨逸國民に其の日暮しの奴隷生活に慣れさせ、更にはドーズ協定、ロカルノ條約、獨逸の國際聯盟加入中に現れたのである。而も之は余人ならず佛蘭西外相ブリアン其の人の言明中に表れたものであつた。即ち一九二九年十一月八日の下院及十二月二十一日の上院に於て彼は自ら採つた對獨逸政策が其の前任者達が用ひた威嚇及暴壓の政策よりもより確實に目的を達し得るであらうと述べ、大國民を長期に亘つて束縛する

ことは出来るものではない、寧ろ其の状態に満足せしめ、自由意思から同國民に課せられた制限に同意する様態懸すべきである。今や之は達成された。ヴェルサイユ條約は微動たもせず、ロカルノ及壽府に依つて新に強化され、條約最初の缺陷は獨逸の同意に依つて塞がれたのだ、と言明したのである。

ブリアンの主張は正しかつた。然して彼の言明を平素は一言一句を残さず掲載する新聞が獨逸の讀者に對して慎重を期し沈黙して語らなかつた事實こそは當時に於ける支配階級の精神を特徴付けるものであつた。

一九三三年夏好轉の傾向が漸く顯著となり、即ち五月三十日ブリュニングが辭職してフォン・パーベンが首相に任ぜられ、他方駐英大使フォン・ノイラート男が外相の地位に就いたのである。擬て軍縮會議に於て新しい氣運が動き始め、獨逸は正式に平等權を認められざる限り今後之が協力を拒否するものであると爲し、同時に六月十六日に開始され七月九日迄續行されたローザンヌ會議に於て賠償問題の新調整を果すことが出来たのである。事實ヤング案は一九三二年六月三十一日のフーヴァー・モラトリアムの爲め無効と化し、依つて債權國は今後の賠償金支拂を放棄する用意のあることを示したのであつた。尤も三十億マルクの決濟支拂は之からは除外されたが、獨逸の振出すべき約束手形は三ヶ年の期限満了前は之を讓渡せざること及尠く共九割の相場で讓渡すべきこととなつたのである。然るに一九三五年、國際金融株式状態とは全然無關係に此の約款が最早や問題とならな

くなつたことは茲に改めて言明する必要はないであらう。

する擧げを止めやうとする債權國の善意に依るものではなく、又獨逸がウィルソン案のみならずヴェルサイユ條約に規定されたよりも更に多額の支拂を多年に亘り続けて来たことを認めないものである。寧ろ全世界經濟が賠償狂の爲めに崩壊し、就中債權國の經濟が反對給付なくして流れ込む金支拂も將又物資供給も受入れ得なかつたといふ事實が之を決定したものである。ヤング案は皆てのドーズ案と同様無用と化した譯である。

賠償問題の新調整を決定するに如何に和解的態度と政治的理性とが微弱であり又獨逸の皆ての敵國が依然としてヴェルサイユ條約を如何に執拗に固執してゐたか、之を實證するものは新獨逸が建設され、平和條約の極端から離脱せんとする意思が明白となつた彼の一九三三年に燃え上つた狂信的憎惡感である。之と結び付いたのは支配權を奪はれた民主主義者、マルクス主義者及猶太人の宣傳であつた。斯くして復もや世界大戦の危機を招來せんとする十字軍的空氣が濃厚となつたのである。之が阻止されたのは相手國の平和愛に依るのではなく、唯其の不決斷と當時佛蘭西に生じた内部的軋轢とに依るものであり、就中一九三三年五月十七日のヒットラー總統の議會演説に依つて打たれた巧妙な手に依るものであつた。彼に依つて國際討議は更めて軍備縮少の軌道に乗るに至つたのである。然るに壽府軍縮會議に於て西歐諸國が諒解用意の態度を有して居らず、而も之が暴露するに及んで獨逸は斯かる無用の芝居に手を出すことを欲せず、遂に會議を脱退し同時に國際聯盟脱退の餘議なきに至つたのであつた。愈々獨逸は行動の自由を獲得し、自らの權利によつて防禦武器を鍛え得ることとなつた。同時に波蘭との條約に依つて其の東部國境を確保し、而も尙諒解を遂ぐる用意を捨てず英佛兩國との新交渉を受諾した

のである。然るに兩國は此の申出を悪用し會議は續行中であつたにも拘らず獨逸の危險性を證據に軍備の増強を行つたのである。之に對する回答として、獨逸は自己の國防主權を回復するものであると云ふ一九三五年四月十六日の行爲が生れたのである。西歐諸國は憤激の叫聲を以て之に答へたのであるが、ストレーザ及壽府の決議は有名無實となり、國際聯盟の根柢が動搖し始めた爲め此の決議は實行に移され得なかつたのである。エチオピア戰爭が布告され、大いで半ヶ年後伊太利軍隊が國境を越えたととき國際聯盟は行動するに力なく制裁問題の論争に依つて内部的に分裂し無力化するに至つたのである。それが爲め佛蘭西が獨逸に對して利用せんとしたた武器も破滅を來たし、同時にエチオピア戰爭は獨逸と伊太利が國內的に類似すること及其の目的が共通せることを認識せしむるに至つたのであつた。

然るに佛蘭西は是如かり得ず、同盟の網を擴大して歐羅巴を籠絡せんとし、波蘭が其の手足として役立たざるに至るや、一九三五年五月二日ソ聯と相互援助條約を締結し、之に依つてロカルノ條約を破棄したのである。然して獨逸は之より結論を下したのであつた。即ち佛蘭西下院が右條約に同意を與へ、上院の同意も見透しがつたや、時を移さずヒットラー總統は一九三六年三月七日ロカルノ條約の無効を確認し、同時に獨逸は今やライン地方非武装に關する規定に拘束されざる旨を宣言し、總統は直に軍隊をライン地方に進駐せしめ、斯くして自國々境内に於ける主權を再建したのである。總統は獨逸の河川、國有鐵道及ライヒスバンクに對し加へられてきた制限を撤廢して此の事業を完成し、更に戰爭責任の強制的遵守を反駁しつゝ此の汚辱を雪いだしたのである。

其の間伊太利は自己の目的を達成し、エチオピアは伊太利新帝國に編入せらるゝこととなつた。伊エ戦争が終幕を告ぐるや否や今度は西班牙に内亂勃發し、ボルシェヴィズムの包圍を受ける歐羅巴の危機が顯著となつた。獨逸と伊太利は倫敦不干渉委員會に於て相提擧して事に當り、之れより伯林・羅馬樞軸の緊密な共同性が生れ、同時にボルシェヴィズムの破壊的暴力を防衛する爲め獨・伊・日の三角關係が成立するに至つたのである。

扱て一九三八年の初頭には埃太利問題解決の機が熟し、ドルフス及シュニツクの名と結合してゐた政權は崩壞した。之は外部の壓迫に依るものではなく自國民の壓迫的多數に依つて拒否された政治組織の脆弱性に因るものであつた。新合法政權は獨逸の援助を求め、斯くて三月十二日獨逸軍隊は鐘の響と國民の歡呼の裡に國境を越えたのである。百年前ビスマルク宰相が獨逸國再生の爲め已むなく除外せざるを得なかつた舊オーストマルクは茲に復歸を見、本事件の必然的結果としてスデーテン獨逸人問題が擧頭するに至り、三百五十萬の獨逸人、マジャール人、波蘭人及ウクライナ人の民族自決權を無視して巴里に於て建設された人造國家は今や埃太利合併に依つて獨逸の包圍を受けることとなつた。其の暴力支配は長く維持さるゝことはないであらうとの莫然とした意識と、然し此の暴力政治の自由意思的放棄のみが平和的解決を齎らし得るものであるとの認識には及びもつかずブライト政府は失敗を重ねたのである。同政府は少數民族との交渉を遅延せしめ流血のテロ行爲を恣に跳梁せしめ更に佛蘭西の援助とソ聯の協力を期待し、歐羅巴戦争世界の大火災を起さんと凡ゆる力を盡したのである。獨逸の平和の愛好し而も尙最後の斷を下すことを怖れざる態度、獨逸に加擔せんとする伊太利の決斷、そして

當時の——チエンバレン首相の洞察力が最後の土壇場に遭着した慘禍を防止することが出来たのである。即ち九月二十三日ミュンヘンに於て獨逸、佛蘭西、英吉利及伊太利の各首領が會談し審議の結果テウコ・スロヴァキアの構内に窺いてゐた諸民族の自決權行使を援助した彼のミュンヘン協定が生れ、茲にスデーテン獨逸人も亦獨逸に復歸し、二十年前には没落して敵の奴隸的待遇に甘んじ且擄取に委せてゐた獨逸は大獨逸國としての新たな光輝と新なる力の裡に誕生したのである。

ミュンヘン協定は同時に一九一九年の不當なる體制の終末を意味すると共に佛蘭西が歐羅巴に於て確保せんとした同盟體制の否定を意味するものであつた。波蘭及白耳義は既に佛蘭西の後見より脱し、ユーゴスラヴィアは伊太利と獨逸とに架橋を終へてゐた。之が爲め小協商國は東南歐羅巴に於ける佛蘭西政策の支持者としての意義を喪失してゐたのである。今やテウコ・スロヴァキアも佛蘭西共同戦線より離脱して獨逸との妥協に努め、北部歐羅巴に於ける佛蘭西の従者たるリスミアニアすら時代の萌しを認識し獨逸のメーメル地方に對して課してゐた重大不正の是正に着手したのである。

獨逸は既に一九三六年、ロカルノ條約失敗後歐羅巴新秩序を可能ならしむべき和平案を提唱し、列國は之が検討を約しながらも遂に之を默殺し去つたのである。獨逸は再び歐羅巴の協同を確保すべき諒解誘致の用意ある旨を明にした。即ちミュンヘン協定直後ヒットラー總統は英國首相と獨英兩國の接近及和解の心理學的基礎ともなるべき聲明の發表に合意したのである。十二月六日巴里に於て署名を見た獨佛協定も之と同じ目的を有するもの

であつた。然るに英國に於ても又佛蘭西に於ても對立の調停を阻止せんとする力が作用し、加之英佛兩國間に新帝國伊太利の重要利害に關する問題の爲め衝突を惹起し、佛蘭西は例の如く形式的法律を楯にし英國との同盟を恃んで凡ての厚誼を拒絶したのである。然し之は獨逸關係に影響を與へずには置かなかつた。

以上の如く一般的情勢は一九三九年初頭に至つて再び尖鋭化し、總て平和的新秩序を敵とする者が依然として活動してゐたことが判明したのである。然し獨逸は決然として之に兩手を伸ばし發火前に之を消し止めたのであつた。即ち最後に至つてチエツコ・スロヴァキアの大統領及外相より援助を懇請された獨逸は軍隊をして國境を越えしめボヘミア及モラヴィアを自國の保護下に置き、斯くして九一千年を通じて存続してゐた状態を復活し、同時に帝國でふ舊思想が之に依つて再び脚光を浴びるに至つたのである。

僅か數日後獨逸はメーメル地方に自由を齎らしたのである。

英吉利、佛蘭西、亞米利加及之等諸國と緊密な結合を有するソ聯は、獨逸に對する前哨として彼等に貢獻すべきチエツコ・スロヴァキアに對し獨逸が暴壓を加へたとの途轍もなき抗議を提出し來つたのである。英國は之等の同盟國を恃んで獨逸及伊太利の新包圍を企らみ、最初は抑制され、拒絶の目に遭つたが其の絲を漸次擴大し、波蘭を包圍國內に引入れ其の結果之と相互援助條約を締結することに成功したのである。又希臘及羅馬尼も英佛の保障に應ずる用意ある旨を明にしたのであつた。然るに茲に障礙が生じ、ソ聯の提出せる反對要求は全包圍政策の成功に疑惑を興へ、更にソクロー王の失脚と、伊太利、アルバニア間の人的聯合の創設とに依つてバルカン及地

中海の新軍略的狀態が生れた爲め此の包圍政策は失敗を喫するに至つたのである。斯く英國策動の結果として先づ獨逸關係、次いで獨逸關係に障礙物が發生したのであるが、然し世界に於ける獨逸の地位は之等に依つて微動だにするものではなく又其の威信も減することはなかつたのである。

國防主權の回復、ラインの獨逸主權再建、埃太利合併、ズデーテン地方の解放、ボヘミア及モラヴィアの編入、メーメル地方の復歸——之等は獨逸が經て來た一大段階である。

確かに獨逸は此數年間幸福に恵まれてゐた。之を認めることは何も獨逸の指導の賢明と實行力、國民の衷心よりの業績を輕視するの謂ひではない。四圍の情勢に恵まれたことは唯我々が實證した行爲の外部的條件であつたに過ぎない。之等の行爲は獨逸の運命を把握するヒットラー總統の精神と意志の賜物であつた。従つて彼の歴史的偉業であつたのである。

成る程若し國際情勢が數年間の場合と異つた形態を採つてゐたとすれば、獨逸は自己の目的を斯くも迅速に又常に同一の方法に依つては達成し得なかつたであらう。若し國際聯盟がエチオピア戰爭に依つて龜裂を生じなかつたとすれば、又伊太利を一方とし、英佛兩國を他方とする兩者間に對立が惹起されなかつたとすれば、更に西班牙内亂が列國の新情勢と伯林・羅馬樞軸の成立を促進しなかつたとすれば、其の時は恐らく幾多の異つた事態を現出したであらう。然し若し事態が斯くの如くであつたとすれば果してどうなつたであらうか乃至は如何なる力が獨逸の爲めに開かれたであらうか等と考察を巡らすことは餘計な戯れである。幾多の事象は正に斯くの如

き經過を辿つたのであり、獨逸は運命が與へて呉れた「チャンス」を捉へたのである。  
之こそ凡てを決定するものであり、今後に於ても此の運命が獨逸國民に對し從來の如く他の諸國民と同様手を  
差し延べるであらうこと及獨逸國民の總統が過去に於ける如く又未來に於ても瞬間の恩寵を認識して力強く實踐  
に移す此の崇高なる天稟を發揮すると云ふ信念と確信とは何人と雖も獨逸國民より奪ひ去ることは出来ないであ  
らう。それ故にこそ獨逸は自國を脅威する凡ゆる危険に抵抗し、自信に満ちて將來を展望し、其の道が飛躍の彼  
方に通ずるであらうとの希望の裡に生き得るのである。

—(終り)—

康徳七年六月二十五日印刷  
康徳七年六月三十日發行

編輯者 滿洲國外務局調査處  
發行者 滿洲國外務局調査處  
印刷人 駒 越 五 貞  
印刷所 滿洲圖書株式會社  
新京特別市西七馬路十四號

参考

414

REEL No. A-0324

0309

アジア歴史資料センター